

令和元年台風第15号、令和元年台風第19号及び令和元年10月25日の大雨に係る災害援護資金貸付償還金利子補給金交付要綱

令和5年3月28日 危政第1317号

(趣旨)

第1条 知事は、令和元年台風第15号、令和元年台風第19号及び令和元年10月25日の大雨による被災により船橋市及び千葉県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）から「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年9月18日法律第82号）に基づく災害援護資金を借り受けた者（以下「借受人」という。）に対し、経済的負担の軽減を図るため、災害援護資金の利子について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補給金を交付する。

(補給金の額)

第2条 当該年度に交付する補給金の額は、前年度の10月1日から当該年度の9月30日までに借受人が船橋市及び組合に対して償還した災害援護資金貸付償還金のうち、利子（ただし延滞による利子を除く。以下同じ。）に相当する額とする。

(交付の申請及び実績報告)

第3条 規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとする借受人は、知事の定める期日までに、交付申請書及び実績報告書（別記第1号様式）を、知事に提出しなければならない。

(交付の決定及び確定条件)

第4条 知事は、前条の規定により申請及び実績報告があったときは、その内容を審査の上、補給金の額の決定及び確定を行い、借受人に通知するものとする。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により附する条件は次のとおりとする。

(1) 補給金の交付を受けた借受人が次のいずれかに該当する場合は、補給金の交付を取り消すものとする。

イ 虚偽の申請があった場合

ロ 借受人が死亡した場合

ただし、船橋市長及び組合長が継承償還を承認した者が、知事に承継承認申請書（別記第2号様式）を提出し、補給金の交付の承認を受けた場合を除く。

(交付の請求)

第6条 規則第15条の規定により補給金の交付を請求しようとする借受人は、知事の定める期日までに請求書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

附 則

この要綱は令和5年度の予算に係る補給金から適用する。